

財務省 主税局 様

下記にかかる一部改正の提案書を送付させていただきます。

平成19年税制改正に対する一部改正施策案

資本金1億円以下の同族会社 留保課税適用対象外とする項目の廃止案

ご考察頂き、活発なる議論を期待いたします。

〒001-0011

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3

ノースタウンハウス 2 2 2

高桑 広仁

連絡先 (兼 FAX) : 011-788-5132

財務省
主税局 様

平成19年税制改正に対する一部改正施策案
資本金1億円以下の同族会社 留保課税適用対象外とする項目の廃止案

平成19年(2007年)税制改正に係る、相当年数経過による下記の例外的措置の見直しを図るべき現況にある旨、既存の課税対象範囲の例外項目に付き、一部廃止を主たる改正とした措置を講ずる被焼成が生じている。

<改正当時の例外的措置に至った要因>

中小企業を主な対象とした課税免除レベルの優遇措置に付き、
当時のコロナ渦直後の社会に於ける、中小民間企業に対する措置と慮るに、

- ①様々なリスクへの対応（移転リスクとしての保険という概念）
- ②先の投資への一定の蓄え
- ③上記①及び②の影響による社会全体の弱体化の懸念

***メリット**

株主配当にかかる課税に対して、内部留保分としての経営的戦略

***デメリット**

資本金1億円以下という単一条件という下での課税免除措置は、社会経済全体に於いて
不平等的 或いは 抜け道的な経営戦略方法としての一理も存する。

<今後の改善点として>

試算等により具体的数値化を表出した上で、
既存の資本金 1 億円以上の会社に対する留保課税率と照合する手法にての
課税率設定を実施すべき。
また、当該項目に係る他国と比較して導く結論は回避すべきでもある。

以上、平成 19 年税制改正の一部廃止案を記載。

〒001-0011

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3

ノースタウンハウス 2 2 2

高桑 広仁

連絡先 (兼 FAX) : 011-788-5132